

議案第 2 号（説明）

下限面積（別段の面積）の設定について

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

（1）農地法施行規則第 17 条の適用について

方針 現行の下限面積（別段の面積）10 アールの変更は行わない。

理由

現行の別段面積 10 アールは、平成 31 年 4 月の総会にて、これまで 20 アールとしていたものを、新規就農等をさらに促進するためには本村の農地の現状等から、20 アールより 10 アールの方がより適当な面積ではないかと判断し変更しているので、令和 4 年度についても変更は行わず、現行の 10 アールを下限面積（別段の面積）としたい。